

【オプトレ!】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
<p>第 8 条 (口座の名義)</p>	<p>本口座の口座番号およびパスワードは、外貨 ex 口座、<u>トレードコレクター口座</u>と同一であるため、お客さまは個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、当社が書面により通知した外貨 ex 口座、<u>トレードコレクター口座</u>の口座番号等と一致した場合にのみ、個別取引を開始することができます。</p> <p>お客さまが前二項の規定に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は、お客さまの本口座および外貨 ex 口座、<u>トレードコレクター口座</u>の機能の全部もしくは一部を停止または解約することができ、お客さまはこれに異議を述べないものとします。</p>	<p>本口座の口座番号およびパスワードは、外貨 ex 口座と同一であるため、お客さまは個別取引の開始時に口座番号等を入力し、入力された情報が、当社が書面により通知した外貨 ex 口座の口座番号等と一致した場合にのみ、個別取引を開始することができます。</p> <p>お客さまが前二項の規定に違反すると当社が合理的に認めた場合には、当社は、お客さまの本口座および外貨 ex 口座の機能の全部もしくは一部を停止または解約することができ、お客さまはこれに異議を述べないものとします。</p>
<p>第 29 条 (本口座の停止または解約)</p>	<p>(1) お客さまが当社に対し本口座、外貨 ex 口座または<u>トレードコレクター口座</u>の停止の申し入れをした時。</p> <p><u>(6) トレードコレクター口座が停止された時。</u></p> <p><u>(7) 当社により過誤入金となされた時。</u></p> <p><u>(8) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。</u></p> <p>(1) お客さまが当社に対し本口座、外貨 ex 口座または<u>トレードコレクター口座</u>の解約の申し入れをした時。</p> <p>(7) 本口座、外貨 ex 口座または<u>トレードコレクター口座</u>が解約された時。</p>	<p>(1) お客さまが当社に対し本口座、外貨 ex 口座の停止の申し入れをした時。</p> <p>(6) 当社により過誤入金となされた時。</p> <p>(7) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が取引を継続することが不適切であると認めた場合。</p> <p>(1) お客さまが当社に対し本口座、外貨 ex 口座の解約の申し入れをした時。</p> <p>(7) 本口座または外貨 ex 口座が解約された時。</p>